

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太  
( 産業経済部産業政策課 )

**群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」  
に基づく警戒レベル及び要請（1月12日以降）について（依頼）**

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和4年1月11日（火）に開催しました、第72回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（1月12日（水）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回（1月1日（土）以降）要請からの変更点－

（1）ガイドライン警戒レベルの変更  
警戒レベル「2」：35市町村

（2）外出・県外移動について

- ・ 3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意
- ・ 県外への移動は、十分注意
- ・ 特に、国の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の対象都道府県への不要不急の往来は慎重に判断（1/12～：広島県、山口県、沖縄県）

※国の基本的対処方針に変更があれば、その時点で本要請の対象都道府県も変更

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請  
について（1月12日（水）以降）』を御確認ください。

**【問い合わせ先】**

（社会経済活動再開に向けたガイドラインに伴う要請内容に関すること）

担当：危機管理課感染症対策調整係 027-226-2420

（その他）

担当：産業政策課感染症対策産業経済支援室 事業者支援係 027-226-3326